

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市立大鋸児童館

藤沢市立辻堂児童館

藤沢市立鵜洋児童館

藤沢市立辻堂砂山児童館

藤沢市立石川児童館

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2018年（平成30年）4月1日から2023年（平成35年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市立児童館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。